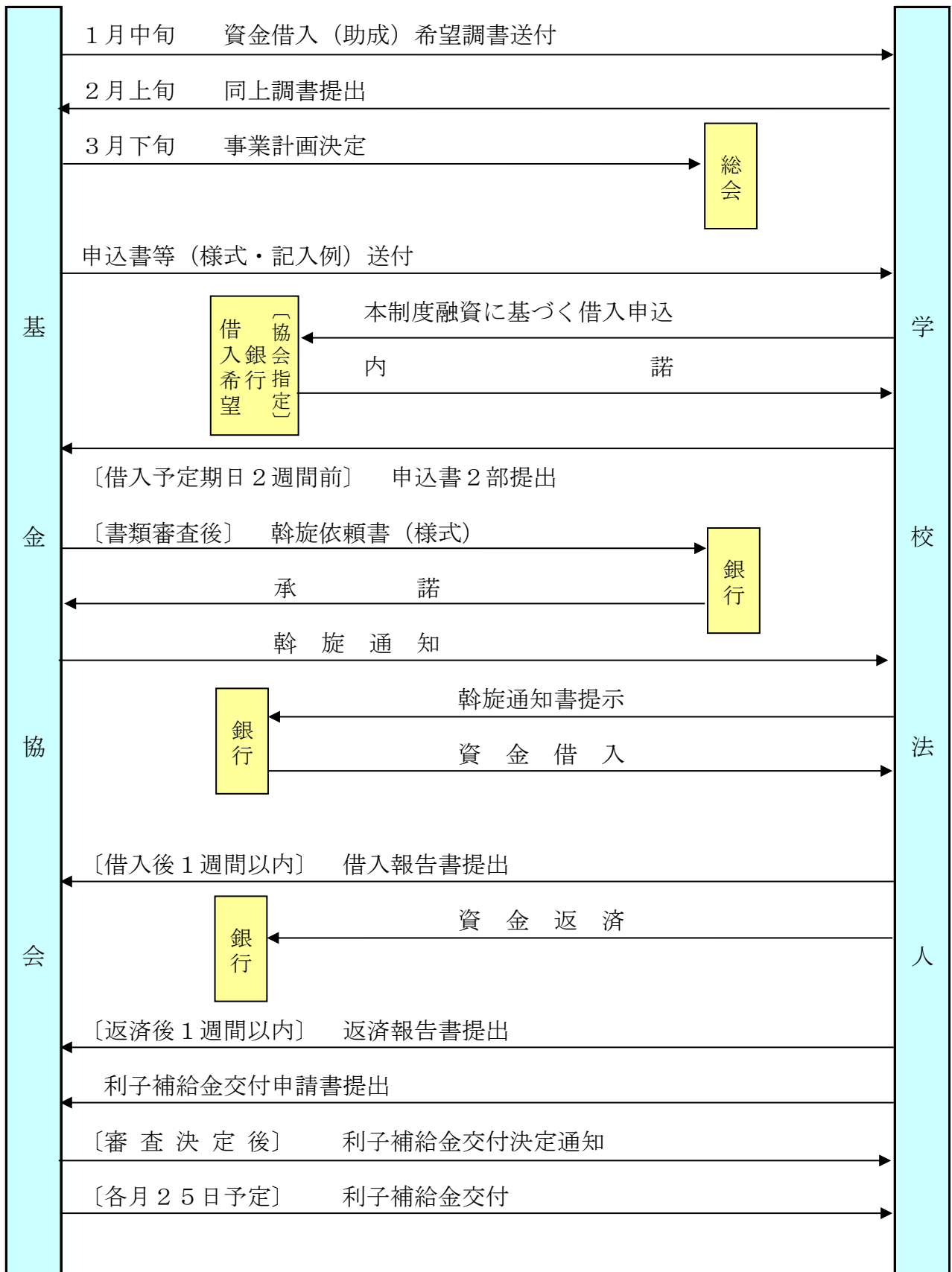
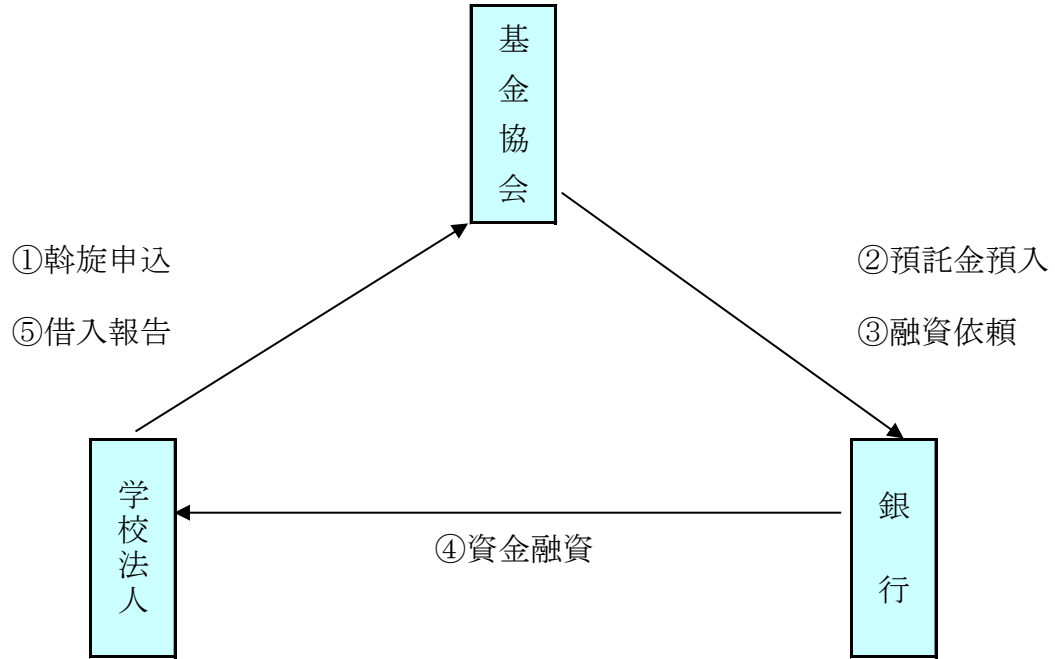


短期経営資金融資斡旋及び 経営資金利子補給事務手続



融資斡旋制度のしくみ



短期経営資金融資斡旋要項

（目 的）

第1 この要項は、北海道私学振興基金協会（以下「協会」という。）の正会員である学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、その設置する学校（認定こども園を含む。以下同じ。）の経営に必要な資金について、協会の指定融資機関を通じて融資の斡旋をする場合に必要事項を定めることを目的とする。

（融資の対象）

第2 協会が斡旋する融資の対象は、次のとおりとする。

学校法人の設置する学校の資金運用上、一時的に不足する資金及び給与改定、その他やむを得ない事由により増加する経費に充当する資金であって、1年以内に返済が可能なものであること。

（融資機関）

第3 協会の斡旋により融資を行う指定融資機関は、次のとおりである。

北洋銀行本・支店	みずほ銀行道内支店
北海道銀行本・支店	北陸銀行道内支店

（融資の総額）

第4 協会の斡旋により融資を行う総額は、融資機関に預託する金額の3倍相当額とする。

（融資の限度）

第5 学校法人に対し協会が融資の斡旋を行う額は、その設置する学校1校当たり5,000万円（幼稚園・認定こども園は1,000万円）を限度とする。

（融資の条件）

第6 協会が学校法人に斡旋する場合の条件は、次のとおりである。

- （1）融資期間は、1年以内とする。
- （2）融資利率は、短期プライムレート（融資銀行の定める利率）と同率とする。
ただし、金融情勢により変更することがある。
- （3）延滞利息は、通常の銀行の延滞利息による。

（融資の制限等）

第7 学校法人が次の各号の一に該当するときは、融資の斡旋を制限し、又は斡旋をしないことができる。

- （1）会費が滞納となっているとき。
- （2）既往貸付金の元利金の償還を履行しないとき。
- （3）その他、融資斡旋の目的を有効に達し得ない事情があると認められるとき。

（保証方法）

第8 融資は、手形貸付により行うものとし、指定融資機関が必要と認めたときは、連帯保証人のほか物的担保を提供するものとする。

(融資手続)

第9 融資斡旋の手続きは、次のとおりとする。

(1) 学校法人が融資斡旋を受けようとするときは、次に掲げる書類3通を作成し、2通を協会に提出するものとする。

ア 短期経営資金借入申込書

イ 添付書類・・・当年度の予算書及び前年度の決算書

(2) 協会は、前号の書類を審査し適当と認めたものに意見を付して、融資斡旋依頼書を指定融資機関に送付すると共に当該学校法人に通知する。

(3) 前号の通知を受けた学校法人は、指定融資機関にこれを提示して、(1)に掲げる書類を提出しなければならない。

(4) 指定融資機関は、協会から送付された融資斡旋依頼書並びに添付書類を審査のうえ、協会と協議して適当と認めたものに対して融資する。

(帳簿書類の調査)

第10 融資を受けた学校法人は、融資に関する経理を明らかにし、協会が必要と認めたときは関係帳簿書類の調査に協力しなければならない。

(報 告)

第11 融資を受けた学校法人は、資金借入報告書及び資金返済報告書を借入及び返済（一部返済を含む。）後すみやかに協会へ提出しなければならない。

(その他)

第12 この要項に基づく融資斡旋について必要な事項は、理事長が定める。

経営資金利子補給金交付要項

1 利子補給の対象

北海道私学振興基金協会（以下「協会」という。）の正会員である学校法人（以下「学校法人」という。）が短期及び長期経営資金融資幹旋要項に基づいて協会の指定融資機関から借入れた経営資金に係る支払利子を対象とし当該学校法人に対し協会が利子補給を行う。

2 利子補給の期間

利子補給の対象となる期間は、協会の融資幹旋依頼書に基づき、学校法人が指定融資機関から借入れた日から当該資金の償還の日までの期間のうち、協会が明示した幹旋期間とする。ただし、長期経営資金については、毎年度それぞれの支払利息の対象期間内とする。

3 利子補給の割合

融資幹旋利率のうち年1%とする。

4 利子補給金の額

- (1) 利子補給金の総額は、300万円とする。
- (2) 学校法人の交付する利子補給金の額は、融資幹旋金額（又は、融資幹旋残額）に、2の「利子補給の期間」と3の「利子補給の割合」により算出した額とする。

5 利子補給金の交付申請

利子補給金の交付を受けようとする学校法人は、短期経営資金については、融資幹旋期間の終了後、長期経営資金については、毎年度10月の利子支払後、すみやかに利子補給金交付申請書を協会に提出するものとする。

6 利子補給金の交付決定

当該学校法人からの申請内容を検討し理事長が決定する。

7 利子補給金の交付停止及び返還

学校法人が次の各号の一に該当するときは、利子補給金の交付停止又は既に交付した利子補給金の返還を求めることができる。

- (1) 利子補給金を他の用途に充てたとき。
- (2) 会費が滞納となっているとき。
- (3) 既往貸付金の元利金の償還を履行しないとき。
- (4) その他、利子補給の目的を有効に達し得ない事情があると認められるとき。

8 その他

この要項に定めるもののほか、利子補給に関し必要な事項は、理事長の定めるところによる。